

議案第 42 号

三朝町営住宅の明渡し等に係る訴えの提起について

次のとおり三朝町営住宅の明渡し等に係る訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 11 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 相手方 三朝町営住宅徳本団地 1 戸に係る入居者
 三朝町 個人
- 2 滞納額 252,000 円（令和 6 年 5 月 31 日現在）
- 3 事件の要旨
 相手方は、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年三朝町条例第 25 号）第 16 条の規定により、家賃の納付義務を有するが町からの再三にわたる家賃支払の催告等にもかかわらず、家賃の支払義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。
- 4 請求の趣旨
 - （1） 相手方に対し賃貸住宅の明渡しを求めるもの
 - （2） 相手方に対し滞納家賃及び損賠賠償金等の支払いを求めるもの
 - （3） 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- 5 訴訟遂行の方針
 - （1） 相手方から滞納家賃等を完納する旨の申し入れがありその履行が見込まれる場合、かつ退去に伴う正当な手続きが履行された場合は、和解するものとする。
 - （2） 第 1 審又は第 2 審の判決の結果、必要と認めた場合は、上訴するものとする。